

## 安田町子育て世帯支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安田町補助金等交付規則(令和6年規則第3号)第22条の規定に基づき、安田町子育て世帯支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 次条第1項第1号に定める高校生である子を持つ保護者に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、高校進学に伴って増大する教育費用の負担を軽減するとともに、地域への愛着心を育むことで、将来の本町への若者定住者の増加を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 安田町に住民登録を有し、高等学校(後期中等教育段階の学校で、定時制、通信制を含む)の生徒(高等専門学校の生徒の場合は、第3学年次までの者)で、かつ児童手当の支給対象者である子を養育する保護者であること。
- (2) 町税等(使用料を含む)及び県税の滞納がないこと。
- (3) 安田町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第2号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (4) その他、町長が定める条件に反しない者であること。

### (補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、令和6年10月1日から令和10年3月31日までとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に規定する高校生1人につき、補助対象期間が属する年度の月数に5千円を乗じた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象期間が属する年度の途中で第3条の条件を満たすこととなった者の補助金額については、当該条件を満たすこととなった月を初月とし、当該年度末までの月数に5千円を乗じた額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象期間が属する年度の途中で第3条の条件を満たさなくなつた者の補助金額については、当該年度における最初の補助対象月から、当該条件を満たさなくなつた月までの月数に5千円を乗じた額とする。

### (交付申請)

第6条 第3条第2項の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 高校生の学生証の写しまたは在学証明書等
- (2) 高校生を養育していることを証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 申請期限は、各年度の4月末日までとする。ただし、令和6年度については10月末日までとする。
- 3 年度の途中で第3条の条件を満たすこととなった者の申請期限については、別途定める。

(交付決定)

- 第7条 町長は、前条に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。
- 2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきでないとしたときは、補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、その理由を付して通知するものとする。

(補助金の請求等)

- 第8条 補助金は、当該年度の4月から9月までを前期、10月から3月までを後期として、各期において請求、交付するものとし、前条の交付決定を受けた者は、別に定める期日までに請求書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(変更交付申請)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者は、その内容に変更があった場合は、速やかに補助金変更交付申請書(別記第5号様式)に、当該変更に係る内容を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請が適正であると認めるときは、変更交付決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該年度の3月末日までに補助金実績報告書(別記第7号様式)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 高校生の学生証の写しまたは在学証明書等
  - (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告は、前条の規定に基づく変更交付申請を行った結果、補助金を減額する決定を受けた場合にあっては、これを行ったものとみなす。

(補助金の額の確定)

- 第11条 町長は、実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。
- 2 前条第2項に該当する者については、前項の通知を省略するものとする。

(交付決定の取り消し)

- 第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
  - (2) その他町長が補助金の交付を適当でないとしたとき
- 2 前項の規定による補助金の交付決定の取り消しをした場合は、補助金交付取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第13条 町長は、第9条の規定による補助金の変更交付決定または第12条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付されている補助金があるときは、補助金返還命令書（別記第10号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、速やかに応じなければならない。

（書類の整備及び保管）

- 第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に関する書類を備え、これらを5年間保管しておくなければならない。

（その他）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和10年5月31日限り、その効力を失う。